

**南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業
事業者等が付す保険等**

南相馬鹿島サービスエリア周辺開発事業（以下「本事業」という。）に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は、以下のとおりとする。

ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

なお、以下に用いられる用語の意義は、別段の定めのない限り、募集要項に記載する用語の定義に定めるところによる。

第1 施設整備業務の履行に係る保険（基盤整備業務及び公共施設等整備運営業務における設計建設工事監理業務）

事業者は、施設整備業務の履行に係る保険として、施設整備業務履行保証保険を付保する。

ただし、施設整備業務の履行を確保するために、募集要項に定める保証を行う場合には、施設整備業務履行保証保険の付保の必要はない。

1 保険名称

施設整備業務履行保証保険

2 保険内容

事業者帰責による施設整備業務の業務不履行により本事業の事業契約（以下、事業契約）が解除されたことに伴い、事業者が市に支払うべき違約金を担保する。

3 付保条件

- （1）保険の契約期間は、事業契約書の契約締結日から引渡日までとする。
- （2）契約者は、原則として事業者とし、設計企業及び工事監理企業並びに建設企業を契約者とする場合は、それぞれ市を保険金受取人とする質権の設定を行うものとする。
- （3）保険（保証）金額は、施設費（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1以上とする。なお、事業者又は設計企業、工事監理企業若しくは建設企業のいずれによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。

第2 工事に係る保険（基盤整備業務、公共施設整備業務及び既存施設改修業務）

事業者は、建設業務に係る保険として、建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

1 建設工事保険

（1）保険名称

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

（2）保険内容

造成工事、建設工事その他本事業に係る工事の施工中に発生した工事目的物の損害を担保する。（基盤整備業務、公共施設整備業務及び既存施設改修業務に係る工

事を含む。)

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての工事を対象とする。
- ② 保険期間は、本件工事に着工した日から引渡日までの全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は建設企業とする。
- ④ 被保険者は、事業者、設計企業、工事監理企業、建設企業及びそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）、並びに市を含むものとする。
- ⑤ 保険金額は、本件工事費（解体撤去費用を除き、消費税を含む。）とする。
- ⑥ 建設工事保険の自己負担額は 10 万円／1 事故以下とする。
- ⑦ 水災、雪災危険担保とする。

2 第三者賠償責任保険

(1) 保険名称

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容

工事遂行に伴って派生した第三者（市及びその役職員、見学者、通行者、近隣居住者を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。また、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての工事を対象とする。
- ② 保険期間は、本件工事に着工した日から引渡日までの全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は建設企業とする。
- ④ 被保険者は、事業者、設計企業、工事監理企業、建設企業及びそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）、並びに市を含むものとする。
- ⑤ 建設企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交差責任担保とする。
- ⑥ 保険金額は、対人：1 億円／1 名、10 億円／1 事故以上、対物：1 億円／1 事故以上とする。
- ⑦ 自己負担額は 5 万円／1 事故以下とする。

第 3 維持管理・運營業務等に係る保険（公共施設の引渡し後に実施する業務及び既存施設改修運營業務）

事業者は、公共施設については以下の保険を付保するものとする。

また、既存施設改修運營業務、民間収益施設整備運營業務及び任意事業については、その業務内容に応じて第三者賠償責任保険その他必要な保険を付保するものとする。

1 保険名称

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

2 保険内容

公共施設の維持管理業務・運營業務の管理の欠陥や業務の不備等に起因して派生した第三者（市及びその役職員、来場者等、通行者、近隣居住者を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。また、馬に関する管理運営に伴う損害賠償責任を補償対象に含むこと。なお、維持管理・運営期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

3 付保条件

- ① 担保範囲は、公共施設を対象とする。
- ② 保険期間は、公共施設維持管理業務開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でもよいものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は維持管理企業並びに運営企業とする。
- ④ 被保険者は、市、事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。
- ⑤ 事業者及び維持管理企業並びに運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交差責任担保とする。
- ⑥ 保険金額は、対人：1億円／1名、10億円／1事故以上、対物：1億円／1事故以上とする。
- ⑦ 自己負担額は5万円／1事故以下とする。